

労災保険及び雇用保険事業の民間開放の促進

・労働者災害補償保険

1. 現状及び問題点

労災保険は、使用者（事業主）を加入者、政府を保険者とし、全ての産業について、業務上の理由に基づく災害補償を迅速に行うことを目的に、昭和22年に設立された強制保険である。

労災保険の本来の目的は、使用者の災害補償責任を確実に履行するための責任保険であり、労災保険の給付がなされれば使用者は労働基準法の災害補償責任を免れるという対応関係があった。しかしながら、労災事故の減少等から保険収支が黒字化するとともに、労災保険の給付や対象範囲は、次第に労働基準法の規定を上回る水準に拡大し、災害にともなう直接の療養費だけでなく、介護補償給付・障害補償給付・遺族補償給付等の広範囲の保険給付からなる総合保険として、類似の社会保障給付を上回る水準を保障している。また、労災病院の経営等、直営の事業活動も拡大されてきた。この労災保険は、社会保険のうちで唯一、大幅な黒字（2,687億円・平成13年度労働保険特別会計労災勘定）を実現【別紙1参照】しており、これまで本格的な制度の見直しは行なわれてこなかった。

労災保険は、同じ強制加入の損害保険としての自動車賠償責任保険と多くの共通性を有しており、民営化・業務委託の余地が大きいと考えられる。現状の労災保険については、以下のような問題点がある。

(1) 労災保険適用事業所について

労災保険の現行制度の下では、ある事業所が労働者を1人でも雇用すれば、当該事業所は「強制適用事業所」とされ、被災労働者に給付が行われることになるが、それは、保険関係成立届を届け出していない（保険料未納付である）事業所も含まれる。

全ての強制適用事業所のうち、現に保険関係成立届を届け出ている事業所数は269.2万であるが、他方、未届事業所は、59.8万も存在するとされている（平成13年度推計値・厚生労働省提出資料より）。こうした未届事業者に対し、労働基準監督署の職権が十分に行使されていない。

使用者（事業主）が故意または重過失により労災保険に加入していない期間に事故が発生した場合には、保険料の他、保険給付額の一部（40%程度）を徴収することとなっている。しかしながら、上記のように保険料徴収の運用が厳格に行われていないことについて、厚生労働省は「使用者に対して経済的な過大な負担を強いることや、労災保険への加入手続が行われないこと自体を防ぐため」としているが、こうしたことが、結果的に一部使用者のモラルハザードを助長しているのではないか。

(2) 料率の設定について【別紙2、別紙3参照】

労災保険の保険料率については、本来、「給付反対給付均衡の原則」の下で設定されるべきものであるが、

昭和63年以前の過去債務（注）についても、現在の保険料負担者が負っていること

将来債務の計算根拠が不明確であること

業種別の保険料率について、当該業種別のリスクを正確に反映していないこと（特に、事務職等の「その他各種事業」と「建築事業」などのサービス業については、給付に対して過大な保険料負担となっており、これらの2業種のみで、労災保険の黒字額の大半を占めている。）

などの理由により、あるべき料率の設定になっていないため、事業主の労働災害防止へのインセンティブが損なわれている。

(注) 昭和63年以前は、年金給付に要する費用を6年分しか勘案せず、保険料率が設定されていたため、実際に必要とされる給付に見合う保険料を徴収していなかった。平成元年以降は当該年度に発生した給付に見合う保険料率を設定している。

(3) 労働基準法上の災害補償との関係【別紙4参照】

先述したとおり、労災保険は、本来、労働基準法上の使用者の無過失賠償責任である災害補償責任を肩代わりする制度であるが、労災事故の減少等から保険収支が黒字化するとともに、労災保険の給付や対象範囲は、次第に労働基準法の規定を上回る水準に拡大し、災害にともなう直接の療養費だけでなく、介護補償給付・障害補償給付・遺族補償給付等の広範囲の保険給付からなる総合保険として、類似の社会保障給付を上回る水準を保障するものとなり、本来の趣旨を逸脱したものとなっている。

(4) 未払い賃金立替事業の在り方について

未払い賃金立替事業は、そもそも労災保険で賄われている労働福祉事業の一環として、倒産した事業所等の労働者の未払い賃金を立て替えするものであり、賃金立替とはいうものの、実質的には使用者から回収できない事実上の給付である。

より具体的には、本事業については、全産業分野に同一の保険料率（1.5 / 1,000）を適用するなど、保険料・給付等の面で労働災害とは算出根拠が異なるにもかかわらず、同一の保険料で他の事業分野の負担に転嫁させることは妥当ではない。また、本来、未払い賃金は、債務弁済上、売掛債権など一般債権より優先順位が高いにもかかわらず、賃金立替えにより優先順位が一般債権並みに低下することで、本来優先すべき未払い賃金の支払を後回しにするなど、使用者のモラルハザードを引き起こしやすい。

【参考】未払賃金立替事業に係る労働福祉事業団交付金予算額及び決算額（厚生労働省提出資料）（単位：億円）

平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
79	92	110	150	99	168	142	153	204	210

【参考】未払賃金立替払金、立替払回収金、未払賃金代位弁済求償権額（平成13年度労働福祉事業団決算関係書類より抜粋）

- ・未払賃金立替払金 25,565 百万円（支出済額）
- ・立替払回収金 4,582 百万円（収入済額）
- ・未払賃金代位弁済求償権額 58,385 百万円

(5) 労災病院の在り方について

労災病院は、労働福祉事業の一環として、民間医療機関が不足していた昭和20年代後半から30年代にかけて主に設置され、**現在も39施設(リハビリテーションセンター等を含む)**が存在しているが、**その患者数のうち、労災患者数の占める割合は入院で6%、通院で3.4%まで低下しており、専門病院としての役割は終了している。**

また、労災病院の機能は民間病院と大差ない反面、その**収入は通常の診療報酬に加えて、施設・医療機器等の費用の大半が労災保険勘定で負担されているが、それにもかかわらず、平成12年度の赤字額は140億円、累積欠損額も2000億円を上回っており、経営効率が悪化している。**

労災病院については、平成16年4月から独立行政法人化することは既に決定しているが、平成9年の特殊法人の整理合理化に関する閣議決定に基づく労災病院の統合・民営化や労災保険からの出資金の削減等の改革は進展していない。

【参考】労災病院における入院・通院患者数（総務庁行政監察局資料より抜粋）

	昭和40年度	平成9年度
入院患者総数	3,128千人	5,418千人
うち労災患者数 (労災患者割合)	1,168千人 (37.3%)	323千人 (6.0%)
外来患者総数	2,455千人	10,352千人
うち労災患者数 (労災患者割合)	302千人 (12.3%)	353千人 (3.4%)

【参考】「特殊法人の整理合理化について」(平成9年12月26日閣議決定)

第2 個別特殊法人等の整理合理化事項

1.3 労働福祉事業団

- (1) 勤労者医療の中核的機能を高めるため、労災指定医療機関や産業医等との連携システムを含め、その機能の再構築を推進する。
- (2) 労災病院の実態(労災患者入院比率8パーセント)にも照らし、その運営の在り方につき、統合及び民営化を含め検討する。
- (3) 毎年度損失が生じている経営状況を改善し、労災保険からの出資金の削減を図る。

【参考】「規制改革推進3か年計画」(平成15年3月28日閣議決定)

1 4年度重点計画事項 (横断的分野)

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し 官民役割分担の再構築

(1) 公共サービス分野における民間参入

病院

労災病院については、平成16年度から独立行政法人化し、一部について廃止、民営化等を行うこととされているが、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について、個別施設の廃止、民営化等を含め、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。【最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論】

2 . 改革の方向性

(1) 労災保険の民営化

使用者（事業主）の災害補償に備える労災保険は、民間の損害保険（自動車損害賠償責任保険）と多くの共通点を有しているため、現行の使用者の強制加入原則及び保険者の引受義務を維持しつつ、その運営を民間保険会社等に委ねる方式を用いれば、競争を通じた保険事業の効率化とサービスの向上が、達成可能ではないか。

労働基準法上の罰則と制度運営を切り離し、政府は職場の安全衛生や労働基準監督について罰則をもって使用者を指導するという政府本来の役割に特化し、他方、保険料の徴収や給付、保険数理の計算等の事業については、民間保険会社の方がより効率的に運営することが可能ではないか。例えば、民間の職員が未加入事業所に保険加入を求め、仮に拒否された場合には労働安全上問題が大きいとして労働基準監督署が調査する等の連携が可能となり、使用者のモラルハザードが防止され易くなると考えられる。

この場合、以下の点に十分な配慮が必要とされる。

- ・ 保険会社の引き受け義務と引き受け会社間で収支の平準化を図るための制度を構築すること。過去の実績に基づく標準経費を設定し、各社の経営努力による事務費低減に基づく差益を保証することで効率化へのインセンティブを確保することが必要。
- ・ 厳格な保険数理に基づいた保険料の算定を行うこと。細分化された業種ごとのリスクに基づき算定された料率を前提に保険収支の管理を行い、優良事業者への払戻し等を実施することで、労災事故防止へのインセンティブを向上させる。

(2) 未届事業所の一掃（職権による強制届出の徹底等）

先述したとおり、労災保険の強制適用事業所については、多くの未届事業所が存在し、事業所間の公平性等が保たれていないことから、労働基準監督署による職権を一層積極的に行使することが必要。

(3) 業種リスクに応じた適正な労災保険料率の設定

業種間の公平性等も確保する必要性から、現在の保険料率の設定について、業種毎に異なる災害リスクに応じた適正なものとすべき。

特に、その際、給付に対して過大な保険料負担となっており、労災保険の黒字額の大半を占めている事務職等の「その他各種事業」と「建築事業」などのサービス業とそれ以外の業種との公平性に配慮すべき。

また、料率は審議会等のプロセスを経て決定されているとはいえ、当該審議会等の情報開示は不十分であり、どのような計算の下、料率改定が行われたのか等を具体的に明記すべき。

(4) 労働福祉事業の見直し

労災保険の本来の事業の趣旨に立ち返り、先述した未払い賃金立替制度や労災病院事業などの労働福祉事業については原則廃止すべき。

早急に、各事業毎に定量的な評価基準を設定し、毎年度その評価基準に基づく評価を行い、逐次見直しを図るべき。

・雇用保険 3 事業

1 . 現状及び問題点

雇用保険 3 事業は、昭和 5 3 年に従来の失業保険制度に追加する形で設けられたもので、その原資は使用者（事業者）負担の保険料のみで賄われている。

しかしながら、失業者に対してではなく、企業に対する助成金を「失業保険」の枠組みのなかで実施している例は諸外国においても少ない。また、労働市場全体として、企業に対する助成金を通じて雇用が維持され失業が未然に防止されているという具体的な政策効果は明らかでなく、逆に労働者の円滑な転換を妨げる危険性も指摘されている。また、企業が各種の助成金を不正受給するケースもしばしばみられる。

また、雇用保険財政は、低い失業率の下で長らく黒字を続けてきたが、最近では財政が急速に悪化している。このため、最近の雇用保険制度改革においては、失業給付の引き下げ、失業認定の厳格化、日額上限額の見直しなど、財政を立て直すために雇用保険の「本業」である給付を抑える内容が中心となっている。しかしながら、給付削減は労働者に直接的に影響を与えるものであり、雇用保険の本来のセーフティネット機能を危うくする。これら「本業」の縮小の前に、まず、過去の豊かな雇用保険財政を前提として設立された「副業」である雇用保険 3 事業の徹底した見直しが必要とされる。

【参考】失業等給付関係収支状況（単位：億円）

年度	1993 (平成 5)	1994 (6)	1995 (7)	1996 (8)	1997 (9)	1998 (10)	1999 (11)	2000 (12)	2001 (13)	2002 (14)	2003 (15)
収入	18,187	17,797	18,593	18,413	19,423	17,397	17,317	16,239	23,829	23,125	20,480
支出	16,126	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,675	25,810
差引 剰余	2,061	199	1,628	2,945	3,780	9,621	10,489	10,421	3,446	3,550	5,330
積立金 残高	47,527	47,328	45,700	42,755	38,975	29,354	18,865	8,444	4,998	1,448	

注：2001 年度の数字は決算見込み、2002 年度の数字は予算、2003 年度の数字は予算要求額

雇用保険 3 事業を巡る問題点としては、以下のとおり。

(1) 雇用保険3事業の各種助成金について【別紙5参照】

雇用保険3事業については、全体の統括及び事業の企画立案・執行を、厚生労働省内の別々の部署が行っているため、個々の事業に関する調整や効率的な事業運営がなされておらず、事業が重複したり殆ど実績のない事業が行われるなど無駄の多いものとなっている。

特に、雇用保険3事業の中で、大きな比重を占めているのが失業の発生防止等を目的として特定の産業や労働者に対して助成金・補助金を支給する「雇用安定事業」。本事業における助成金等は、労働市場を人為的に歪めるものとなる恐れがあり、厚生労働省が政策目的の一つに掲げる「早期再就職」との整合性が取れていない。

また、財形関係の助成金（雇用福祉事業）については、労働者の貯蓄支援を目的としたものとされるが、企業年金、とくに確定拠出型年金等との役割の重複も見られ、その意義は小さい。

【参考】平成15年11月6日日経新聞記事（朝刊 第14版 5面）「雇用助成金 6制度、来年統廃合 厚生労働省方針 再就職支援に重点」（引用）

厚生労働省は2004年度中に雇用保険を財源とする既存の35の雇用対策助成金のうち、6制度を統廃合する方針を決めた。利用実績の低い助成金を廃止し、保険財政を立て直すとともに、失業者を雇い入れた企業を対象とする単純な「雇い入れ助成」から、離職者の早期再就職を後押しする「労働移動助成」に政策の重点を移す。

廃止するのは、中小企業が職業訓練を高度化する費用などを支給する「中小企業人材育成事業助成金」と、情報技術分野の技術者を育てるための講座の運営費を補助する「情報関連人材育成事業助成金」。財産形成基金を作った企業に30万円を支給する「勤労者財産形成基金設立奨励金」は来年度の予算要求を見送り、事実上廃止する。

介護事業に進出する企業の従業員研修の費用を賄う「介護能力開発給付金」を含め、「移動高年齢者等雇用安定助成金」「中小企業雇用支援助成金」の3制度はほかの助成金と統合する。

例えば、勤労者財形基金設立奨励金は過去5年間の支給実績がゼロなど、利用が低迷していた。

同省は今年度も利用が低調な11の助成金を廃止・統合、来年度は雇用保険による助成金の支出を1割強減らす方針だ。

(2) 雇用福祉事業について

雇用促進住宅や、勤労者福祉施設の整備などの「雇用福祉事業」については、雇用保険3事業の本来の趣旨・目的から乖離している事業が多数散見される。

【参考】特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）

<勤労者福祉施設（サンプラザ、スパウザ等） 移転就職者用宿舎業務>

勤労者福祉施設は、廃止期限を明確にし（遅くとも改革期間内（*））、特に自己収入で運営費さえもまかなえない施設については、できるだけ早期に廃止する。移転就職者用宿舎は、現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する。（*）平成17年度末まで

(3) 能力開発事業について

「能力開発事業」のうち、公共職業開発施設については、職業訓練のために国や都道府県が施設を建設する、いわば、上記（2）の勤労者福祉施設と同様、「箱もの事業」の一種である。

就業形態の多様化、産業の高度化が進む中で、公共職業訓練校は、充実した設備で訓練を実施することができるという利点がある反面、社会ニーズへの対応が遅れがちになる、講座の内容や訓練期間が実情にマッチしない、施設を維持する上でのコストが高い、といった欠点も指摘されている。

【参考】「規制改革推進3か年計画」（平成15年3月28日閣議決定）

1 4年度重点計画事項（横断的分野）

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し 官民役割分担の再構築

(1) 公共サービス分野における民間参入

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論】

(4) 雇用保険3事業の収支について

雇用保険3事業については、個別の事業も含め、それらの情報公開、評価が適切に行われておらず、事業の具体的な費用対効果の議論も希薄である。こうしたことから、事業規模約5,000億円に対して毎年度数百億円の赤字を出しており、積立金が枯渇しつつある。

【参考】雇用3事業関係収支（厚生労働省提出資料）（単位：億円）

	平成12（決算）	13（決算）	14（決算）	15（予算）
収入計	5,324	5,346	5,255	5,081
支出計	6,015	5,839	4,853	5,600
（内訳）				
雇用安定事業	2,968	2,917	2,161	2,772
能力開発事業	1,880	1,724	1,727	1,766
雇用福祉事業	1,158	1,190	957	1,052
差引剰余	691	493	402	519
安定資金残高	3,102	2,609	3,011	2,492

2 . 改革の方向性

(1) 各事業の情報公開、厳格な事業評価の実施

雇用保険3事業における各種事業を効率的・効果的に実施するため、3事業で行うべき事業の内容、規模、受益者負担、公共負担、民間資金の活用等の基本的な考え方を予めガイドライン化すべき。

例えば、就職率など具体的・定量的な目標を策定するとともに、年度毎に事業終了後の実績を公表し、第三者委員会等設置し評価を行い、目標を達成できなかった事業を廃止・縮小すべき。

(2) 雇用安定事業関連の助成金の廃止・縮小

雇用調整助成金等の雇用安定事業関連助成金は、本来起こるべき労働移動を人為的に防止するものであり、一時的な失業予防に資するものの、雇用労働市場を歪めるものとなっている。

したがって、その代表例たる雇用調整助成金や通年雇用奨励金などの助成金は、早急に廃止・縮小すべき。

(3) 能力開発事業における民間活用の促進

公共職業訓練校に関しては、一定の就職率目標を設定し、目標を達成できない職業訓練に関しては廃止するなど、再就職実現を目的とした効率的・効果的な制度とすべき。

失業者等の早期就職実現のため、廃止・縮小と併行して、就職希望者のニーズにマッチした民間教育訓練事業の育成等を行い、民間活力を最大限に活用すべき。

(4) 雇用福祉事業等の廃止及び民間委託の推進

雇用福祉事業については、本来の雇用保険事業の趣旨に鑑み、**原則廃止**すべき。

箱もの事業（私のしごと館等）のうち、必要な事業があれば、厳格な事業評価の実施及び民間活力の導入を図るべき。

(5) 職業紹介機能の強化（「早期就職」施策の推進）

上記（1）～（4）等の**雇用保険3事業の抜本的見直しによる事業の整理統合**を行い、**喫緊の課題である早期就職等による失業率の改善を図るため、雇用安定事業の重点を、特定産業における企業等への助成ではなく、雇用保険本来の機能である失業者への助成に置く必要がある。**

その際、**ハローワークの公設民営方式や、その職業紹介業務の民間委託等の推進や、民間の求人・求職マッチングサービスを受ける失業者への直接助成への切り替えなど**を図るべき。

【別紙 1】

労災勘定収支（労働保険特別会計財務諸表より抜粋）

（単位：百万円）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
労災勘定業務対価見合収入	1,577,791	1,564,644	1,502,744
労災勘定業務支出	1,227,949	1,229,884	1,227,821
業務収支	+ 349,841	+ 334,760	+ 274,924
施設整備収入（資産売却等）	209	83	132
施設整備による支出	16,854	10,733	6,316
施設整備収支	16,645	10,650	6,184
+	333,196	324,110	268,740
累積残高	7,086,365	7,388,287	7,614,621

* 端数処理の関係で一部切り捨て、繰り上げ等を行っている。

【別紙2】

事業種類別収支状況(業務災害部分・平成13年度) (単位:額は百万、純率は賃金1,000あたりの保険料率)

業種	賃金総額	業務災害保険料	実際の給付額	収支	黒字貢献度	純率	あるべき純率
その他の各種事業	89,024,739	267,074	115,194	151,880	62.12%	3.0	1.3
建築事業	8,680,695	151,912	114,322	37,590	15.38%	17.5	13.2
電気機械器具製造業	7,024,384	21,073	6,685	14,388	5.89%	3.0	1.0
輸送用機械器具製造業	4,360,750	19,623	14,279	5,344	2.19%	4.5	3.3
機械の組立すえ付け事業	572,249	9,442	4,759	4,683	1.92%	16.5	8.3
食料品製造業	3,259,469	21,187	17,439	3,748	1.53%	6.5	5.4
機械器具製造業	3,365,389	20,192	17,162	3,030	1.24%	6.0	5.1
金属製品製造業金属加工業	2,433,756	32,856	29,834	3,022	1.24%	13.5	12.3
化学工業	2,453,105	12,266	9,502	2,764	1.13%	5.0	3.9
交通運輸事業	2,928,960	11,716	9,305	2,411	0.99%	4.0	3.2
繊維工業又は繊維製品製造業	1,653,188	6,613	4,580	2,033	0.83%	4.0	2.8
その他の建設事業	2,529,104	59,434	57,435	1,999	0.82%	23.5	22.7
その他の製造業	2,318,960	17,392	15,468	1,924	0.79%	7.5	6.7
計量器、光学機械、時計製造業	1,191,013	3,573	1,679	1,894	0.77%	3.0	1.4
印刷又は製本業	1,380,302	4,831	3,352	1,479	0.60%	3.5	2.4
ほ装工業	251,542	4,150	2,853	1,297	0.53%	16.5	11.3
既設建築物設備工業	616,053	7,701	6,479	1,222	0.50%	12.5	10.5
貨物取扱事業	4,851,714	60,646	59,839	807	0.33%	12.5	12.3
金属材料品製造業	267,260	2,272	1,722	550	0.22%	8.5	6.4
木材又は木製品製造業	685,054	14,044	13,563	481	0.20%	20.5	19.8
海面漁業	30,992	1,658	1,200	458	0.19%	53.5	38.7
港湾荷役業	100,857	3,278	2,893	385	0.16%	32.5	28.7
めつき業	171,832	1,289	1,068	221	0.09%	7.5	6.2
貴金属製品装身具等製造業	154,340	540	324	216	0.09%	3.5	2.1
その他の鉱業	46,189	1,501	1,322	179	0.07%	32.5	28.6
洋食器刃物工具等製造業	64,667	614	442	172	0.07%	9.5	6.8
港湾貨物取扱事業	86,185	1,508	1,389	119	0.05%	17.5	16.1
ビルメンテナンス業	1,636,789	6,547	6,490	57	0.02%	4.0	4.0
ガラスセメント製造業	288,727	1,732	1,677	55	0.02%	6.0	5.8
たばこ等製造業	65,297	294	260	34	0.01%	4.5	4.0
原油又は天然ガス鉱業	5,364	35	5	30	0.01%	6.5	0.9
バルブ又は紙製造業	300,277	1,952	1,949	3	0.00%	6.5	6.5
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	874,365	2,623	2,680	57		3.0	3.1
コンクリート製造業	414,034	6,418	6,497	79		15.5	15.7
定置網、海面養殖業	24,284	959	1,122	163		39.5	46.2
金属精錬業	672,218	3,697	3,918	221		5.5	5.8
非鉄金属精錬業	213,475	1,601	2,127	526		7.5	10.0
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13,166	718	1,269	551		54.5	96.4
鉄道又は軌道新設事業	12,095	381	1,112	731		31.5	91.9
道路新設事業	126,197	3,597	4,428	831		28.5	35.1
陶磁器製品製造業	103,288	1,601	2,773	1,172		15.5	26.8
鋳物業	212,138	3,712	5,136	1,424		17.5	24.2
清掃、火葬と畜の事業	580,342	6,674	8,255	1,581		11.5	14.2
倉庫警備消毒等の事業	1,554,179	6,217	8,427	2,210		4.0	5.4
採石業	57,046	3,908	6,399	2,491		68.5	112.2
その他の林業	90,670	3,309	7,542	4,233		36.5	83.2
船舶製造又は修理業	231,235	4,740	8,990	4,250		20.5	38.9
農業又は海面以外の漁業	507,744	5,331	9,589	4,258		10.5	18.9
木材伐出業	30,986	4,044	12,461	8,417		130.5	402.1
窯業又は土石製品製造業	251,982	5,922	16,644	10,722		23.5	66.1
水力発電施設等新設事業	145,185	18,947	38,600	19,653		130.5	265.9
金属又は非金属鉱業	15,838	1,370	30,824	29,454		86.5	1946.2
全業種	148,929,669	854,713	703,262	151,451			

* 労災保険の業務災害部分に係る保険料率が適正に徴収されているのかという視点で調査した。

* 例えば、「その他各種事業」について、実際には賃金に対して3/1000の保険料を徴収しているが、給付が少額であるため、本来は、1/1000で済むことになる。また、保険料の実際の額が大きいため、労災保険の黒字寄与度も大きい(黒字事業合計の約62%)。

業務災害保険料とは、賃金総額×純率(参照)/1000である。実際に徴収した保険料で給付を賄うべきであるから、理想は「保険料=給付」となるべき。

実際の給付額とは、厚生労働省の労災保険率設定の考え方(当該年度に発生した業務災害に係る給付は、当該年度に徴収した保険料で賄う)に基づいて、当該年度に発生した業務災害について、将来に支給する分も含めて算出している。

収支とは、業務災害保険料から実際の給付額を差し引いたもの。プラスであれば黒字、マイナスであれば赤字となる。

黒字貢献度とは、各事業毎の収支のうち、黒字となっている事業の合計額に占める割合をいう。

純率とは、労災保険料率のうち業務災害部分の保険料率をいう。例えば、「その他各種事業」の保険料率は5.5/1000であるが、そのうち通勤災害部分(1/1000)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用(1.5/1000)を引き、残りの3/1000が業務災害部分の保険料率となる。

あるべき純率とは、実際の給付額をベースに徴収すべき保険料に係る保険料率を算出したもの。実際の給付額÷賃金総額/1000。

【別紙3】

事業種類別労災保険料率表

事業の種類 の分類	事業の種類	労災保険料率（1000分率）			
		H10.4～	H13.4～	H15.4～	
林業	木材伐採業	134	133	59	
	その他の林業	39	39		
漁業	海面漁業	59	56	52	
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	42	40	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業又は石灰鉱業	89	89	87	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	60	57	53	
	原油又は天然ガス鉱業	10	9	7	
	採石業	72	71	69	
	その他の鉱業	36	35	32	
	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	134	133	129
建設事業	道路新設事業	33	31	29	
	舗装工事業	20	19	17	
	鉄道又は軌道新設事業	38	34	30	
	建築事業	22	20	17	
	既設建築物設備工事業	15	15	14	
	機械装置の組立又は据付けの事業	20	19	16	
	その他の建設事業	27	26	23	
	製造業	食料品製造業	9	9	7
製造業	たばこ製造業	6	7	5.5	
	繊維工業又は繊維製品製造業	7	6.5	5.5	
	木材又は木製品製造業	23	23	21	
	パルプ又は紙製造業	10	9	8.5	
	印刷又は製本業	6	6	5	
	化学工業	8	7.5	6	
	ガラス又はセメント製造業	8	8.5	7.5	
	コンクリート製造業	18	18	15	
	陶磁器製品製造業	19	18	17	
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	25	
	金属精錬業	8	8	7	
	非鉄金属精錬業	10	10	8	
	金属材料品製造業	11	11	10	
	鋳物業	20	20	18	
	金属製品製造業又は金属加工業	17	16	14	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	12	12	10	
	めっき業	10	10	8.5	
	機械器具製造業	9	8.5	7	
	電気機械器具製造業	6	5.5	5	
	輸送機械器具製造業	7	7	5.5	
	船舶製造又は修理業	22	23	22	
	計量器、光学機械、時計等製造業	6	5.5	5	
	貴金属製品、装身具、皮製品等製造業	6	6	5.5	
	その他の製造業	10	10	8	
	運輸業	交通運輸事業	7	6.5	5
		貨物取扱事業	15	15	13
		港湾貨物取扱事業	22	20	17
		港湾荷役業	38	35	31
	電気ガス等	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	5.5	5
	その他の事業	農業又は海面漁業の事業	11	13	11
		清掃、火葬又はと畜の事業	14	14	12
		ビルメンテナンス業	6	6.5	6
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除、コル場		6	6.5	6	
その他各種事業		6	5.5	5	

【別紙4】

労働基準法の災害補償と労災保険法の補償内容の比較（概要）

	労働基準法	労災保険法	
		保険給付	労働福祉事業
療養補償	療養に必要な費用全額 *3年経過後治癒していない場合は、平均賃金×1,200日の打切補償を行えば終了	原則現物給付	-
休業補償	1日あたり賃金日額×60% ・3年経過後治癒していない場合は、平均賃金×1,200日の打切補償を行えば終了	1日あたり賃金日額(*1)×60% ・最初3日間は支給されない	1日あたり賃金日額(*1)×20%(*2) ・最初3日間は支給されない
傷病補償	-	1.5年経過後も治癒していない等の場合に、傷病による障害の程度により、 1日あたり賃金日額(*1)×313日～245日年金支給	1.5年経過後も治癒していない等の場合に、傷病による障害の程度により、 ・1日あたり賃金日額(*1)×20%(*2)×313日～245日年金支給 ・114～100万円を一時金支給
介護補償	-	障害補償年金、傷病補償年金受給者のうち一定の要件を満たすものについて、介護の程度に応じて支給	-
障害補償	障害の程度に応じて、 平均賃金×1,340～50日 *6年間の分割補償可能	障害1～7級は、1日あたり賃金日額(*1)×313～131日年金支給 障害8～14級は、1日あたり賃金日額(*1)×503～56日の一時金支給	障害1～7級は、1日あたり賃金日額(*1)×20%(*2)×313～131日年金支給+342～159万円の一時金支給 障害8～14級は、1日あたり賃金日額(*1)×20%(*2)×503～56日の年金支給+65～8万円の一時金支給
遺族補償	平均賃金×1,000日 *6年間の分割補償可能	原則、遺族数に応じて1日あたり賃金日額(*1)×245～153日の年金支給	原則、遺族数に応じて1日あたり賃金日額(*1)×20%(*2)×245～153日の年金支給+300万円の一時金支給
葬祭料	平均賃金×60日	(31.5万円+1日あたり賃金日額(*1)×30日) or (1日あたり賃金日額(*1)×60日) *いずれか大きい額	-
通勤災害	-	業務災害に関する給付とほぼ同様の支給	業務災害に係る特別支給金とほぼ同様の支給

(*1)給付基礎日額

(*2)算定給付基礎日額 = 給付基礎日額の365日相当額×20%

【別紙 5】

雇用安定事業関連助成金及び財形関連助成金（主なもの）

雇用安定事業各種助成金（主なもの）

（単位：百万円）

助成金	内容	平成 13 年度 実績	平成 14 年度 実績	平成 15 年度 予算
雇用調整助成金	景気変動等による経済上の理由で事業縮小を余儀なくされ、休業、出向等を行った場合に賃金の一部を支給する。	11,549	15,976	26,186
継続雇用定着促進助成金	定年延長又は希望者全員を 65 歳以上の年齢まで継続して雇用する制度を新たに導入する事業主や高齢者事業所を設置した事業主に対して、導入した継続雇用制度の内容、継続雇用期間及び企業規模等に応じて支給する。	47,091	59,044	48,093
通年雇用奨励金	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して助成する。	4,480	3,955	4,866
冬期雇用安定奨励金	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節労働者を離職させる際に翌春の雇用を予約し、一定額以上の手当を支給するとともに冬期間に 35 日以上就労させた事業主に対して助成する。	10,466	7,411	8,899
冬期技能講習助成給付金	北海道、東北地方等気象条件の厳しい積雪寒冷地において、通年雇用化に必要な知識や技能を習得させるための講習を行った事業主に対してその費用を助成及び当該講習の受講者に対して受講給付金を支払う。	5,755	6,170	6,766
沖縄若年者雇用開発助成金	沖縄県において、30 歳未満の若年者に対して雇用機会を開発し、沖縄県内に居住する若年者等を 3 人以上雇い入れる事業主に対して助成する。	697	1,282	1,896
特定求職者雇用開発助成金	高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を公共職業安定所又は無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主又は一定年齢の再就職援助計画対象者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業者に対して助成する。	65,898	39,575	57,789
育児・介護雇用安定助成金	育児・介護を行う労働者の雇用の安定に資する措置を講ずる事業主及び事業主団体に対して助成する。	1,686	2,481	2,403

財形関係各種助成金

（単位：百万円）

助成金	内容	平成 13 年度 実績	平成 14 年度 実績	平成 15 年度 予算
勤労者財産形成助成金	中小企業への財形給付金制度及び財形基金制度（勤労者の財産形成を援助するために、事業主が財形貯蓄を行っている勤労者のために毎年定期的に金銭を拠出する制度）導入を促進するため、雇用・能力開発機構が給付金契約及び基金契約に基づき拠出する中小企業の事業主に対し、拠出金及び基金契約の一定割合を助成する。	1	1	1
勤労者財産形成基金設立奨励金	財形基金制度の導入を促進するため、雇用・能力開発機構が、設立された勤労者財産形成基金に対して支給する。	0	0	0.15
財産形成貯蓄活用助成金	財形貯蓄活用給付金制度を導入した企業について、勤労者に財形貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、当該給付金の額に応じて一定額を支給する。	8	6	10
中小企業財形共同化支援事業助成金	中小企業が事務代行制度を活用することにより、一層の財形制度の普及を図るため、雇用・能力開発機構が、事務代行制度の普及に関する業務を行う法人である事業主団体に対し当該業務等に要する費用を助成する。	57	55	95

雇用保険制度の見直し（平成14年12月26日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書）より抜粋

1．雇用保険制度の見直しの必要性

見直しの方向としては、給付について、失業中の生活の安定に加え再就職の促進を図るといふ雇用保険制度の基本的役割が適切に果たせるよう、(1)早期再就職の促進、(2)多様な働き方への対応、(3)再就職の困難な状況に対応した給付の重点化等を図るとともに、保険料率について、給付と負担の公平性を確保しつつ、制度の安定的運営の確保に必要な水準とすることとする。

2．雇用保険制度見直しの方向

(4) 雇用保険三事業の見直し

雇用保険三事業については、早期再就職の促進等雇用保険制度全体の見直しの方向に則し、現下の厳しい雇用失業情勢の中で十分な政策効果が上がるよう、重点化、合理化を図る必要がある。

特に助成金については、政策的必要性を踏まえるとともに、分かりやすく利用しやすいものとするため、整理統合を図る必要がある。

具体的には、労働移動支援助成金等の支給要件見直し、情報提供機能の強化、再就職支援・促進対策の強化、求人年齢制限の緩和促進、求人者サービスの充実、中高年離職者等に対する職業訓練等の充実により早期再就職・労働移動支援施策の充実を図るとともに、雇用調整助成金等の雇用維持支援施策については見直しを行うほか、雇入れ助成については経営基盤等の強化に資する人材の確保への重点化や失業者の創業支援の充実等を行う必要がある。

また、利用実績等から政策的必要性が低下している助成金については廃止するなど助成金の整理合理化を進め、より活用される制度となるようにするとともに、徹底した不正受給防止策を講ずる必要がある。

助成金については、中小企業等がより一層利用しやすいものとなるよう、周知、PRに工夫をこらすとともに、支給手続について、不正受給防止の確認のために不可欠なもの以外についてはできる限りの簡素化を進める必要がある。